

---

プロジェクト **企業会計基準等の年次改善プロジェクト**

項目 **聞かれた意見に対する検討（実務対応報告第 10 号における商法の参照箇所への対応）**

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、本年度の企業会計基準等の年次改善プロジェクトにおいて検出した次の項目の検討にあたり、第 527 回企業会計基準委員会（2024 年 6 月 5 日開催）で聞かれた意見のうち、個別に検討が必要と考えられる項目について事務局の対応案をお示しするものである。
  - 実務対応報告第 10 号「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」（以下「実務対応報告第 10 号」という。）において、2005 年の商法改正に伴い、会社法が公布されたことを受けて削除された商法の条文を参照したままとなっている。

## 本論点を取り扱う理由

2. 第 527 回企業会計基準委員会では、実務対応報告第 10 号の適用範囲が会社法の施行により削除された商法の条文に基づく定めとなっているため、適用範囲について会社法第 108 条第 1 項各号に掲げる事項について普通株式とは異なる定めのある株式に変更することを提案した。
3. 前項の提案に関し、第 527 回企業会計基準委員会では、「会社法第 107 条の定めにより全部の株式の内容として譲渡制限、取得請求権又は取得条項を定める株式についても実務対応報告第 10 号の適用対象となるのか確認いただきたい。」との意見が聞かれた。
4. 次項以降では、前項の意見を踏まえ、適用範囲の定めに関する ASBJ 事務局による追加的な分析及び再提案を行う。

## ASBJ 事務局による追加的な分析

### （会社法第 107 条と第 108 条の関係）

5. 会社法第 2 条第 17 号から第 19 号では次のとおり定められている（下線は ASBJ 事務局が追加）。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。(略)

17 譲渡制限株式 株式会社がその発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定めを設けている場合における当該株式をいう。

18 取得請求権付株式 株式会社がその発行する全部又は一部の株式の内容として株主が当該株式会社に対して当該株式の取得を請求することができる旨の定めを設けている場合における当該株式をいう。

19 取得条項付株式 株式会社がその発行する全部又は一部の株式の内容として当該株式会社~~が~~一定の事由が生じたことを条件として当該株式を取得することができる旨の定めを設けている場合における当該株式をいう。

6. 会社法第2条第17号から第19号に定める株式は、全部の株式の内容として定める場合に会社法第107条第1項が定める株式となり、一部の株式の内容として定める場合に会社法第108条第1項第4号から第6号が定める株式となるという関係にある<sup>1</sup>。したがって、会社法第107条第1項が定める株式は、株式会社が発行する全部の株式に適用されるか一部の株式の内容として定めるかという差異はあるが、会社法第108条第1項第4号から第6号と同様の性質を持つと考えられる。
7. 会社法第107条第1項及び第108条第1項第4号から第6号の定めは次のとおりである（下線はASBJ事務局が追加）。

会社法第107条	会社法第108条
<p>(株式の内容についての特別の定め)</p> <p>第107条 株式会社は、その発行する<u>全部の株式の内容</u>として次に掲げる事項を定めることができる。</p> <p>1 譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要すること。</p> <p>2 当該株式について、株主が当該株式会社に対してその取得を請求することができること。</p> <p>3 当該株式について、当該株式会社が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができること。</p>	<p>(異なる種類の株式)</p> <p>第108条 株式会社は、次に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる<u>二以上の種類の株式</u>を発行することができる。</p> <p>(略)</p> <p>4 譲渡による当該種類の株式の取得について当該株式会社の承認を要すること。</p> <p>5 当該種類の株式について、株主が当該株式会社に対してその取得を請求することができること。</p> <p>6 当該種類の株式について、当該株式会社が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができること。</p>

<sup>1</sup> 神田秀樹著「会社法第26版」弘文堂86頁及び87頁参照

**(実務対応報告第 10 号と旧商法及び会社法との関係)**

8. 実務対応報告第 10 号では、適用範囲となる種類株式の定義について、会社法の施行により削除された旧商法の条文<sup>2</sup>を参照している。ASBJ 事務局は、実務対応報告第 10 号が参照している旧商法の条文と会社法の条文の関係について、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）（以下「整備法」という。）を参考に整理し、会社法第 108 条第 1 項を参照する形で実務対応報告第 10 号の種類株式の定義及び適用範囲を変更することを提案していた。
9. 前項を踏まえ、ASBJ 事務局は、旧商法と会社法第 107 条第 1 項の定めとの関係について整備法を参照し、次のとおり整理している。

旧商法		会社法第 107 条第 1 項
第 204 条第 1 項 <sup>3</sup> (譲渡制限株式)	整備法第 76 条 <sup>4</sup> 第 3 項 →	第 1 号（譲渡制限株式）
該当なし		第 2 号（取得請求権付株式） 第 3 号（取得条項付株式）

10. 前項のとおり、会社法第 107 条第 1 項第 1 号に相当するものとして旧商法第 204 条第 1 項があったと考えられるが、実務対応報告第 10 号の適用範囲には含めていなかったため、実務対応報告第 10 号の公表当時に想定していた種類株式には該当しないと考えられる。

**ASBJ 事務局の提案**

11. 次の理由により、実務対応報告第 10 号の種類株式の定義の変更については、既に削除された旧商法の条文を参照する形から会社法第 108 条第 1 項を参照する形への変更にとどめ、会社法第 107 条第 1 項は種類株式の定義に含めないことが考えられるがどうか。

- (1) ASBJ 事務局が実務対応報告第 10 号の適用範囲を会社法第 108 条第 1 項に変更することを提案した趣旨は、既に削除された旧商法の条文を会社法の条文に置き換えるにあたり、実務対応報告第 10 号の公表当時に適用対象としていた旧商法の条文と対応する会社法の種類株式を適用対象に含めることを意図したものである（別紙 2 参照）。

<sup>2</sup> 実務対応報告第 10 号では実務対応報告第 10 号の適用範囲となる種類株式について、「数種の株式（商法第 222 条）、転換予約権付株式（商法第 222 条ノ 2 から第 222 条ノ 7）及び強制転換条項付株式（第 222 条ノ 8 から第 222 条ノ 10）を種類株式と呼ぶ。」（下線は ASBJ 事務局が追加）と定めていた。

<sup>3</sup> 旧商法第 204 条第 1 項では、「株式ハ之ヲ他人ニ譲渡スコトヲ得但シ定款ヲ以テ取締役会ノ承認ヲ要スル旨ヲ定ムルコトヲ妨ゲズ」（下線は ASBJ 事務局が追加）と規定していた。

<sup>4</sup> 整備法第 76 条（別紙 1 参照）は、現在の整備法では既に削除されている。

実務対応報告第 10 号が参照している旧商法の条文は、整備法において会社法第 108 条第 1 項の種類株式とみなされていたが、整備法において会社法第 107 条第 1 項の株式とみなされた旧商法第 204 条第 1 項が定める株式は実務対応報告第 10 号の適用範囲として参照される条文に含まれていなかった。

(2) 会社法が施行されて既に 18 年以上が経過しているが、会社法第 107 条第 1 項を実務対応報告第 10 号の適用対象とするかについて、コメントは寄せられていない。

12. 前項を踏まえた用語の定義の文案イメージは次のとおりである。

(HP では非公表)

#### **ディスカッション・ポイント**

本資料第 5 項から第 12 項の ASBJ 事務局の分析及び提案について、ご意見を伺いたい。

以 上

## (別紙1)

## 整備法の条文抜粋

(下線及び脚注は ASBJ 事務局が追加)

(株式会社の定款の記載等に関する経過措置)

第 76 条 旧株式会社及び第 66 条第 1 項後段に規定する株式会社の定款における旧商法第 166 条第 1 項各号（第 6 号を除く。）及び第 168 条第 1 項各号に掲げる事項の記載又は記録は、これに相当する新株式会社の定款における会社法第 27 条各号（第 4 号を除く。）及び第 28 条各号に掲げる事項並びに同法第 29 条に規定する事項の記載又は記録とみなす。

2 新株式会社（委員会設置会社を除く。）の定款には、取締役会及び監査役を置く旨の定めがあるものとみなす。

3 旧株式会社若しくは第 66 条第 1 項後段に規定する株式会社の定款に旧商法第 204 条第 1 項ただし書の規定による定めがある場合又は施行日以後に第 104 条の規定により従前の例により旧商法第 348 条の規定による定款の変更をした場合における新株式会社の定款には、その発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当該新株式会社の承認を要する<sup>5</sup>旨の定め及び会社法第 202 条第 3 項第 2 号に規定する定めがあるものとみなす。

4 旧株式会社又は第 66 条第 1 項後段に規定する株式会社の定款に株券を発行しない旨の定めがない場合における新株式会社の定款には、その株式（種類株式発行会社にあつては、全部の種類株式）に係る株券を発行する旨の定めがあるものとみなす。

附 則 抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

<sup>5</sup> 会社法第 107 条第 1 項第 1 号と整合する文言である

## (別紙 2)

旧商法		会社法第 108 条第 1 項
第 222 条 1 項 1 号 (利益又ハ利息ノ配当)	→	第 1 号 (剰余金の配当)
第 222 条 1 項 2 号 (残余財産ノ分配)	→	第 2 号 (残余財産の分配)
第 222 条 1 項 3 号 (株式ノ買受)	整備法第 87 条 <sup>6</sup> 第 1 項	第 5 号 (取得請求権付株式)
第 222 条 1 項 4 号 (利益ヲ以テスル株式ノ消却)		第 6 号 (取得条項付株式)
第 222 条 1 項 5 号 (議決権制限株式)	→	第 3 号 (議決権制限株式)
第 222 条 1 項 6 号 (取締役・監査役の選任に関する種類株式)	→	第 9 号 (取締役・監査役の選任に関する種類株式)
第 222 条第 9 項 (拒否権付株式)	→ 整備法第 66 条 <sup>6</sup> 第 2 項 →	第 8 号 (拒否権付種類株式)
第 222 条ノ 2 第 1 項 (転換予約権付株式)	→ 整備法第 87 条 第 3 項 →	第 5 号 (取得請求権付株式)
第 222 条ノ 8 (強制転換条項付株式)	→ 整備法第 87 条 第 4 項 →	第 6 号 (取得条項付株式)
該当なし		第 4 号 (譲渡制限株式)
		第 7 号 (全部取得条項付種類株式)

以 上

<sup>6</sup> 整備法第 66 条及び第 87 条は、現在の整備法では既に削除されている。